

# たて型軸流羽根車式（統一型）水道メータの取扱いについて

（制定 昭和 58 年 12 月 16 日課長決）  
（最近改正 平成 31 年 3 月 27 日）

- 1 50mm・75mm・100mmのたて型軸流羽根車式（統一型）水道メータ（以下「メータ」という。）の型式名称を「統一型メータ」と称し、型式記号は「N T」とし、電子式は「C E N T」とし、また工業用水道メータ用電子式は「C N T」とする。
- 2 メータの取付けは、その前後にメータ用接続管、メータ本体、メータ用接続管の順とする。
- 3 メータ本体と両接続管はメータ部として取り扱う。
- 4 必要に応じて下流側メータ用接続管に流量調整弁を取り付ける。

## 附則

- （1）この規定は、昭和 58 年 12 月 16 日から実施する。
- （2）「口径 50mm たて型軸流羽根車式（汎用）水道メータの取扱いについて」（昭和 54 年 3 月 27 日課長決）は廃止する。

## 附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

## 附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。